

県の事業継続月次支援金
も対象とします。

上乗せ
支援

指宿市 事業継続緊急支援金 県の『事業継続月次支援金』

も対象になりました！

中小法人等 一律 10万円

個人事業者等 一律 5万円

※1事業者につき1回の申請に限ります。

対象事業者

- ①指宿市内に事業所がある中小企業又は個人事業主
- ②県の事業継続月次支援金の交付決定通知を1回以上受けている
- ③今後も事業を継続する意思があること
- ④市税等の滞納がないこと
(新型コロナウイルスに伴う納税猶予を受けている場合を除く)

提出書類

- ①指宿市事業継続緊急支援金支給申請書兼請求書
- ②鹿児島県事業継続月次支援金決定通知書の写し
- ③事業所が市内にあることを確認できる書類の写し
(営業許可書, 開業届, 確定申告第一表など)

申請期間

令和4年1月4日(火)～令和4年2月28日(月)

県の事業継続月次支援金とは？ ※申請受付終了

【給付対象】①②③ともに該当する事業者

- ①国によるまん延防止等重点措置(令和3年8月12日～9月30日)による県による飲食店等への営業時間の短縮要請, 不要不急の外出自粛要請等に伴い, 売上高が大きく減少している事業者
- ②令和3年8月から9月の月間売上が, 前年又は前々年の同月と比べ30%以上50%未満減少している事業者
- ③国の「月次支援金」を受給していない事業者

【給付額】中小法人等 上限10万円/月 個人事業者 上限5万円/月

提出先

指宿市役所 産業振興部 商工水産課 商工運輸係(13番窓口)
TEL: 0993-22-2111 (内線312・313)

指宿市事業継続緊急支援金 国の月次支援金， 県の一時的支援金 の上乗せも引き続き実施中！

【補助対象者】

- ①指宿市内に事業所がある中小企業又は個人事業主
- ②国の月次支援金の給付通知又は，県の事業継続一時支援金の交付確定通知を1回以上受けていること（売上が50%以上減少していること）
- ③今後も事業を継続する意思があること
- ④市税等の滞納がないこと
（新型コロナウイルスに伴う納税猶予を受けている場合を除く）

【補助額】

中小法人等：一律20万円 個人事業者等：一律10万円

【提出書類】

- ①指宿市事業継続緊急支援金支給申請書兼請求書
- ②国の月次支援金給付通知書又は鹿児島県事業継続一時支援金交付確定通知書の写し
- ③事業所が市内にあることを確認できる書類の写し
（営業許可書，開業届，確定申告第一表など）

【申請期限】

令和4年2月28日（月）

【提出先】

指宿市役所 産業振興部 商工水産課 商工運輸係（13番窓口）

いぶすきテイクアウト専用グルメ券 使用期限が近づいています！

まだ，いぶすきテイクアウト専用グルメ券をお持ちの方は使用期限までにご利用ください。



使用期限：令和4年1月16日（日）

専用HPはこちら